

那須塩原市農業委員会

第4回総会議事録

令和5年10月25日(水)

西那須野支所300会議室

1. 開催日時：令和5年10月25日（水）午後1時30分～午後2時17分

2. 場 所：西那須野支所300会議室

3. 出席委員：19名

会長	7	加藤 拓央	委員	10	月井 喜美郎
会長職務代理者	14	金田 廣衛	”	11	岡本 利江
委員	1	石崎 清	”	12	木下 久雄
”	2	秋元 誠	”	13	神藤 芳定
”	3	菊地 喜芳	”	15	辻野 岩男
”	4	槌江 栄作	”	16	菊地 瞳
”	5	君島 良一	”	17	松本 忠太
”	6	高瀬 和夫	”	18	一戸 養子
”	8	室井 孝美	”	19	菊地 寿行
”	9	斎藤 栄	”		

4. 欠席委員：1名 議席番号20番 白井 通委員

5. 議事録署名人の指名:議席番号 8番 室井 孝美委員、9番 斎藤 栄委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可処分取消願いについて
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 非農地証明願いについて
- 6) 議案第6号 非農地判断願いについて
- 7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 8) 議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- 9) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 10) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)

7. 事務局職員

事務局長	五十嵐 岳夫	主任 湯田 雅美
局長補佐兼農政係長	戸山 みどり	
農地係長	上野 純宏	

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第4回総会を開会いたします。
今回の欠席委員は、白井 通委員です。
在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。
次に「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。
総会規則に基づき議長が指名することでご異議はございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、議席番号8番 室井 孝美委員と、9番 斎藤 栄委員を指名いたします。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番について、室井 孝美委員の報告を求めます。

室井 孝美委員 議案第1号、番号1番について報告します。
農地を売買する申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
調査は、10月20日、午前8時30分頃、申請地で申請人から行いました。
申請地は、那須塩原市立波立小学校より南東へ1.2キロメートルに位置しております。
譲受人が申請に至った理由は、譲受人は長年自分の土地と思って耕作してきましたが、譲渡人が相続手続きを進める中で名義の違いがわかり話し合いにより買い受けることになりました。
経営状況は、耕運機1台、草刈り機1台を所有し、申請地を30年以上耕作し自家野菜を作付けしています。
申請地の耕作予定は、これからも自家野菜、じゃがいも、とうもろこしなどを作付けする予定です。
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号1番の申請は許可相当と判断しました。
以上で調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、室井 孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。
番号2番及び3番について、辻野 岩男委員の報告を求めます。

辻野 岩男委員 議案第1号、番号2番について報告します。
農地を売買する申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
調査は、10月17日、午前10時頃、申請地で代理人から行いました。
申請地は、那須塩原市立西小学校より南へ約1キロメートルに位置しております。
譲受人が申請に至った理由は、譲渡人は相続で得た農地を利用して農業経営を継続することが困難であり、離農を検討していたところ、経営規模の拡大を図りたいと考えていた譲受人に農地を託すことが最適と考え申請に至ったとのことです。
経営状況は、水稲97アール、自家野菜50アール、トラクター1台、田植え機1台、畦塗り機1台です。
申請地の耕作予定は、粟を順次栽培していきたいとの計画があります。
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号2番の申請は許可相当と判断しました。

以上で調査報告を終わります。
議案第1号、番号3番について報告します。
農地を売買する申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
調査は、10月17日、午前9時頃、申請地で申請人から行いました。
申請地は、那須塩原市立西小学校より東へ約500メートルに位置しております。
譲受人が申請に至った理由は、譲受人は経営規模拡大を図りたいと考え、農地を探していたところ、譲受人の娘さんの家の隣に遊休農地である土地があることを知り申請に至りましたとのことです。
経営状況は、植木畑181アール、ブルーベリー畑50アールで、草刈り機3台、トラクター1台、軽トラック1台を所有しています。
申請地の耕作予定は、いちじく、ブルーベリー、さつきの作付けを考えているとのことです。
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
また、農地法第3条第2項各号にしないことも確認し、番号3番の申請は許可相当と判断しました。

議長 以上で調査報告を終わります。

報告が終わりました。

まず、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、辻野 岩男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

次に、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、辻野 岩男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番について、一戸 養子委員の報告を求めます。

一戸 養子委員

議案第1号、番号4番について報告します。

農地に賃貸借権を設定する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、10月17日、午後2時頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立豊浦小学校より南へ約500メートルに位置しております。

賃借人が申請に至った理由は、賃借人は近隣でパイプハウスによるトマトの栽培を営んでおり、経営規模の拡大を図りたいと考えこの度申請に至りました。

経営状況は、現在、農地所有適格法人の従業員が2名、臨時雇用の従業員が3名で、賃借した農地115アール、パイプハウス6棟でトマトの栽培をしており、所有する農機具は、刈り払い機2台、トラクター1台を所有しています。

申請地の耕作予定は、同じくトマトの作付けを予定しています。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号4番の申請は許可相当と判断しました。

以上で調査報告を終わります。

議長
上野農地係長

事務局から補足説明をお願いします。

それでは議案書3ページをご覧ください。

初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。

借受人は、平成21年11月に設立された株式会社です。

定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。

次に事業内容要件ですが、当該法人は、直近の売上高の全てが農業売上であり、農業売上高が売上高の過半とする要件を満たしております。

続いて社員要件の欄ですが、株主名簿により、法人の行う農業への常時従事者が議決権の過半を保有しており、議決権要件を満たしております。

最後に業務執行役員要件の欄ですが、役員の過半が年間150日以上農業の常時従事者であり、そのうち1人以上が直接農作業に従事しておりますので役員要件も満たされております。

以上のことから、議案第1号番号4番の借受人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てを満たしていると判断いたしました。

議長 報告が終わりました。

番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、一戸養子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」を議題といたします。

番号1番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太委員 議案第2号、番号1番について報告します。

農地転用許可を取り消す願い出です。

願い出内容は、議案書記載のとおりです。

願い出地は、乃木神社より東へ約800メートルに位置しています。

現地調査は、10月20日、午前9時10分頃に行いました。

願い出人は、願い出地を一般住宅とするため令和5年8月25日付で5条許可を取得しましたが、名義を共有から単有に変更するため、許可を一度取り消したいとのことです。

現地を確認しましたが、許可となった事業は未実施の状況であるため、取り消しは可能であると判断いたしました。

番号1番の願い出は、地元調査員及び現地調査班としては、取消相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は取消相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については取消することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

番号1番について、樋江栄作委員の報告を求めます。

樋江栄作委員 議案第3号、番号1番について報告します。

本件は昭和47年5月30日に取得した農地転用許可について事業完了とならず、承継人により計画を変更して事業を実施するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、烏ヶ森公園より西へ約10メートルに位置しています。

現地調査は、10月20日、午前9時40分頃に行いました。

変更の理由は、当初計画人は婚姻により住宅の建築を計画していたが、事情が変わり、計画を遂行することが出来なくなりました。今回、承継人より事業用車両駐車場として利用したいとの申出があり、本申請に至りました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、樋江 栄作委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更を承認することに決しました。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番について、月井 喜美郎委員の報告を求めます。

月井喜美郎委員

議案第4号、番号1番について報告します。

賃借により砂利採取のため一時転用する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、西岩崎集落センターより南東へ約1キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、所有者から土壌が砂利交じりで、農機具の動作に支障が出るため、砂利採取後よな土等で埋め戻してほしいとの要望を受け申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地区分となります。本件は一時転用であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、12ヶ月の賃借により申請地において砂利採取を行う計画です。

周囲に保安距離を設け、ロープで囲うことにより安全を確保することとしています。

埋め戻しについては栃木県陸砂利採取協同組合の農地復元保証書が添付されており、那須町大字寺子乙地内、及び自社の洗浄施設にて確保しております。

現地調査は、10月23日、午前9時50分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第4号、番号2番について報告します。

賃借により砂利採取のため一時転用する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立青木小学校より北東へ2.5キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、土地所有者から地表付近まで砂利の地層であり、農業機材の動作に支障が出るため、砂利採取後、良質な土砂で埋め戻してほしいとの要望を受け申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、農業振興地域内にある農用地になります。

本件は一時転用であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、18ヶ月の賃借により申請地において砂利採取を行う計画です。

周囲に保安距離を設け、防護柵を設置することにより安全を確保することとしています。

埋め戻しについては栃木県陸砂利採取協同組合の農地復元保証書が添付されており、上横林地内、及び自社の洗浄施設にて確保しております。

現地調査は、10月23日、午前9時40分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

番号1番及び2番について事務局から補足願います。

上野農地係長

番号1番及び2番について補足します。

両案件ともに、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。また併せて、砂利採取法の許可を必要とすることから、指令書の交付は砂利採取法の許可日と同日となります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、月井 喜美郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。
次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、月井 喜美郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。
番号3番について、一戸 養子委員の報告を求めます。

一戸 養子委員

議案第4号、番号3番について報告します。

売買により、自動車展示場及び駐車場として転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、国道4号二区町交差点より北東へ約300メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は、昭和56年設立の法人で自動車販売業を営んでおり、販売及び整備、車検等の実績があることから、現在の店舗敷地が手狭な上、国道4号の拡幅により業務に支障が出ている為、隣接する申請地を自動車展示場及び駐車場にすることを目的として申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存施設の2分の1未満の敷地拡張であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に車両展示場540平方メートル及び従業員駐車場等70台分の駐車場を整備する内容となっています。

上下水道は利用せず、雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。

周囲にL字擁壁、歩車道ブロック及びネットフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、10月20日、午前9時50分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、一戸 養子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番について、室井 孝美委員の報告を求めます。

室井 孝美委員

議案第4号、番号4番について報告します。

使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立東那須野中学校より南東へ約500メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は、埼玉で夫と暮らしていましたが、平成28年に夫が亡くなり子供もいないため、平成29年に実家近くの借家に移住しました。実家では高齢の母と、兄の二人暮らしなので、今後母のサポートを兄と二人とする為、実家の土地を使用貸借し家を建てることにしました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので、第2種農地区分となります。

本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周辺に擁壁や境界ブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、10月23日、午前11時20分頃に行いました。

議長	<p>調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。</p> <p>報告が終わりました。</p>
	<p>番号4番について、質疑、ご意見はございますか。</p> <p>《特に意見なし》</p> <p>無いようですので、室井 孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。</p>
樋江 栄作委員	<p>《異議なしの声、多数》</p> <p>異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。</p> <p>番号5番について、樋江 栄作委員の報告を求めます。</p> <p>議案第4号、番号5番について報告します。</p> <p>売買により事業用車両駐車場として転用するための申請です。</p> <p>申請内容は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、烏ヶ森公園より西へ約10メートルに位置しています。</p> <p>申請に至った経緯は、譲渡人は林業に従事しており、作業用の重機4台と、レンタル機2台を所有しておりますが、保有場所がないため、現場に置いておいたところを盗難にあった為、管理のしやすい保管場所を探していたところ、自宅隣接地を売却してくれることとなりました。その為今回の申請となりました。</p> <p>申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので 第2種農地区分となります。</p> <p>本件は周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、立地基準上問題ありません。</p> <p>事業計画は、申請地に、事業用車両の駐車場6台分を造成する内容となっております。</p> <p>上下水道は市の施設を利用せず、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。</p> <p>周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。</p> <p>現地調査は、10月20日、午前9時40分頃に行いました。</p> <p>調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>番号5番について、質疑、ご意見はございますか。</p> <p>《特に意見なし》</p> <p>無いようですので、樋江 栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。</p>
君島 良一委員	<p>《異議なしの声、多数》</p> <p>異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。</p> <p>番号6番及び7番について、君島 良一委員の報告を求めます。</p> <p>議案第4号、番号6番について報告します。</p> <p>賃借によりキャンプ場を造成するための申請です。</p> <p>申請内容は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、戸田多目的集会施設より北東へ約1.9キロメートルに位置しています。</p> <p>申請に至った経緯は、退職を機に長年の夢でありましたキャンプ場経営の事業を決断しまして、事業に適している当該地を申請した経緯です。</p> <p>申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので、第2種農地区分となります。</p> <p>本件は申請地でしか事業の目的が果たせないと認められるため、立地基準上問題ありません。</p> <p>事業計画は、申請地にキャンプ場を造成する内容となっております。</p> <p>水道は市の施設を利用し、汚水排水は浄化槽にて処理します。</p> <p>雨水排水は砂利敷き排水溝及び地下浸透により処理します。</p> <p>周囲に植栽及びフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>現地調査は、10月23日、午前10時10分頃に行いました。</p> <p>調査の結果、部分的に砂利敷等が見受けられましたが、始末書が提出されましたので、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当と</p>

して報告を終わります。
議案第4号、番号7番について報告します。
売買により駐車場を整備するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、JR 那須塩原駅より北東へ約600メートルに位置しています。
申請に至った経緯は、申請人が住職を務める寺院で、参拝者の利便性を考慮し、不足する駐車場を拡張する為の申請です。
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に参拝者用の駐車場7台分を造成する内容となっています。
上下水道は利用せず、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。
周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。
現地調査は、10月23日、午前11時30分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、君島 良一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

次に、番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、君島 良一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

番号8番及び9番について、秋元 誠委員の報告を求めます。

秋元 誠委員

議案第4号、番号8番について報告します。

使用貸借により資材置き場として一時転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立波立小学校より南西へ約650メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、伐採した木材を一時的に貯木し運搬する車の出入りも最良の場所であるため、申請に至ったとのこと。

申請地の立地状況は、申請地は農業振興地域内にある農用地となります。一時転用であるため立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地を資材置き場として、森林伐採後の木材を仮置きする内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

既存畦畔により、土砂及雨水の流出を防止します。

現地調査は、10月23日、午前11時頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第4号、番号9番について報告します。

売買により駐車場として転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、黒磯公民館より西へ約300メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請地は約30年前にスーパーの駐車場として整備されましたが、当時農地転用の許可申請を行わず現在に至ったとの始末書が添付されています。

譲受人は貸駐車場としての収益を見込み、今般の申請に至ったとのこと。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に駐車場39台分を造成する内容となっています。
 上下水道は利用せず、雨水排水は浸透槽にて処理します。
 周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。
 現地調査は、10月23日、午前9時20分頃に行いました。
 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
 まず、番号8番について、質疑、ご意見はございますか。
 《特に意見なし》
 無いようですので、秋元 誠委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
 《異議なしの声、多数》
 異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。
 次に、番号9番について、質疑、ご意見はございますか。
 《特に意見なし》
 無いようですので、秋元 誠委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
 《異議なしの声、多数》
 異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。

松本 忠太委員 番号10番について、松本 忠太委員の報告を求めます。
 議案第4号、番号10番について報告します。
 売買により一般住宅を建築するための申請です。
 申請内容は議案書記載のとおりです。
 申請地は、乃木神社より東へ約800メートル位置しています。
 申請に至った経緯は、譲受人は現在夫婦で同市内アパートに居住していますが、将来の家族構成や人生設計を考え、今以上に建築資材等が高騰する前に一般住宅を建築する為に本申請に至りました。
 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので、第2種農地区分となります。
 本件は、既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。
 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
 上水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽処理とします。
 雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。
 周囲に地先境界ブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
 現地調査は、10月20日、午前9時10分頃に行いました。
 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
 番号10番について、質疑、ご意見はございますか。
 《特に意見なし》
 無いようですので、松本 忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
 《異議なしの声、多数》
 異議なし多数と認め、番号10番については許可することに決しました。
 次に議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。
 番号1番について、室井 孝美委員の報告を求めます。

室井 孝美委員 議案第5号、番号1番について報告します。
 非農地証明の願い出です。
 願い出の内容は議案書記載のとおりです。
 願い出地は、箕輪自治公民館より東へ約800メートルに位置しています。
 現地調査は、10月23日、午前10時40分頃に行いました。
 願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、国土地理院の空中写真が添付されています。
 提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、室井 孝美委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。
次に議案第6号「非農地判断願いについて」を議題といたします。
番号1番について、一戸 養子委員の報告を求めます。

一戸 養子委員 議案第6号、番号1番について報告します。
非農地判断の願い出です。
願い出の内容は議案書記載のとおりです。
願い出地は、旧大貫小学校より南へ約1.8キロメートルに位置しています。
現地調査は、10月20日、午前10時10分頃に行いました。
願い出地は山林となっております。
現地を確認した結果、願い出地には樹木等が繁茂し山林化していることから、農地への復元が困難であり、今後農地として利用することが見込まれないため、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。
以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、対象地は非農地相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、一戸 養子委員の報告は非農地相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号1番については非農地とすることに決しました。
次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

上野農地係長 議案第7号について説明します。
農業経営基盤強化促進法の規定によりまして、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。
議案書12ページから25ページまでが「利用権設定関係」の案件で51件、合計面積は425,342平方メートルとなります。この内13ページから25ページの48件、415,563平方メートルが中間管理事業の対象となります。
続いて26ページが「所有権移転関係」の案件で3件、面積は50,504平方メートルとなります。
調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても市長への回答は決定として問題無いと考えます。

議長 説明が終わりました。
このことについて、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、事務局説明のとおりで、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、議案第7号は原案のとおり決定しました。
次に議案第8号「議案第8号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐 議案第8号について、御説明いたします。

追加で配布いたしました、議案第8号、27ページを御覧ください。
本案件は、農業委員会等に関する法律第7条の規定により定めている
「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について、御審議をお願い
するものです。

本指針につきましては、平成29年12月25日に制定しましたが、農業経営基盤
強化促進法の改正に伴い、本年9月末に市の「農業経営基盤の強化の促進に関する
基本構想の一部が改正」されましたので、指針につきましても一部改正を行うもので
す。

別冊1をご覧ください。

改正部分は、別冊1の赤字の「目標値」の項目のみとなります。市の基本構想変更な
ど、上位計画等との整合性を考慮した内容で、現状及び、目標値を令和8年度、令和
13年度の目標値に変更とした内容となります。

説明は以上です。本案のとおり、一部改正を行ってよろしいか、御審議の上、御決定
くださるよう、お願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明のとおりで、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第8号は原案のとおり決定しました。

次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

上野農地係長 追加の議案書28ページをご覧ください。

県農業会議常設審議委員会に諮問し、許可相当の意見答申があったものについて、会
長の専決許可処分をした案件は、5条許可が2件で他法令と同日許可としておりま
す。以上です。

議長 説明が終わりました。

このことについて、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。

次に報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移
動）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐 報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移
動）」を御説明いたします。

追加議案書の29ページを御覧ください。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定
に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、9月の届出の受理状況につき
まして、御報告するものです。

9月は、相続を原因とした権利移動の届出を6件受理しました。いずれも相続後の耕
作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人はおりません
でした。

報告は以上です。

議長 説明が終わりました。

このことについて、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

慎重に御審議いただきありがとうございました。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第4回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

8 番

議席番号

9 番
